

三ノイヌ

本會ハ本會ノ機關ハイニ事業上ノ協力及事務ヲ行ハスル
本會ニ關係スル本會ノ事業ニ關スルハ且且協同シ、且イ
會工機自治會工機自治會ノ外及テハ及テハ及テハ及テハ

本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ
本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ
本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ

本會ハ本會ノ機關ハイニ事業上ノ協力及事務ヲ行ハスル
本會ニ關係スル本會ノ事業ニ關スルハ且且協同シ、且イ
會工機自治會工機自治會ノ外及テハ及テハ及テハ及テハ

本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ
本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ
本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ

本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項ハ本會ニ關スルハ

財團法人協同會大阪支所

財團法人協同會大阪支所

第三章 機關

第六條 本會ニ左ノ機關ヲ置ク

- (一) 代表者會議
- (二) 委員會
- (三) 常任委員會
- (四) 專問部

第一項 代表者會議

第七條 代表者會議ハ本會ノ最高機關トス

第八條 代表者會議ハ毎年定期ニ開催シ委員會ヲ召集ス

第九條 但シ委員會ノ開催ト認めタル場合若クハ加盟代表者數二
分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ臨時代表者會議ヲ開催ス

第十條 代表者會議ノ議長及副議長ハ毎回之ヲ選出スルモノトス

第十一條 代表者會議工場委員會職場委員會登山會讀書會共濟組
第十八條 合工場有志團工場有志等ヲ以テ構成ス

第十二條 出席代表者ノ選出比例ハ委員會ニ於テ決定ス

第十三條 代表者間ノ決議ハ出席代表者過半數ノ同意ニ依ツテ成
立ス